





安衛法改正概要とその対応

化学物質への理解を深め 自律的な管理を基本とする仕組みへ

国際化学物質管理支援センター 田嶋 晴彦

一般社団法人産業環境管理協会

Copyright(C)2021 JEMAI All Rights Reserved

労働安全衛生法改正の経緯

労働安全衛生法改正の経緯

後を絶たない労働災害

化学物質による労働災害は年間 450 件

法令による規制対象外物質を原因とするものは約8割

第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向

リスクアセスメントの実施率は約 53% (H29)

労働安全衛生法改正の経緯 ~印刷事業場の胆管がん問題~

平成24年3月	大阪府内にある印刷事業場の労働者等から、化学物質の使用
	により胆管がんを発症したとして労災請求
平成24年6月	厚生労働省は全国の印刷事業場(561事業場)を対象として立
	ち入り調査を実施
平成24年7月	全国約18,000事業場を対象とする通信調査を実施
平成24年9月	医学専門家等で構成される検討会を開催
平成25年3月	洗浄剤に含まれる1,2-ジクロロプロパンを長期間に渡り高濃度
	でばく露したことが原因で発症した蓋然性が高いとの報告書
平成25年3月	16名の労災認定。その後、合計32名が労災認定
平成25年7月	特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加
平成26年7月	世界保健機関の国際がん研究機関(IARC)は1,2-ジクロロプロ
	パンを「発がん性がある」(グループ1)と認定

1,2-ジクロロプロパンは、危険・有害な物質に対する個別規制(有機則や特化則)対象外の物質であったが、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれがあることが分かった。

労働安全衛生法改正の経緯 ~染料工場で膀胱がん~



厚生労働省は18日、染料や顔料の原料を製造する40人規模の工場で、退職者を含む男性従業員5人が、膀胱(ぼうこう)がんを相次ぎ発症したと発表した。製造工程で使った発がん性があるとされる化学物質「オルトートルイジン」が原因の可能性がある。同省は同物質を取り扱う全国約40カ所の工場についても、従業員の健康状況を調べる。

厚労省によると、5人はいずれも40~50代で、昨年2月から今年11月にかけて膀胱がんと診断された。5人は同工場に7~24年間勤務していた。工場名や所在地は「調査中のため特定は避けたい」として明らかにしていない。

同工場では芳香族アミンと総称される化学物質のうち、 発がん性が指摘される液体のオルトートルイジンを含む5 種類を原料として扱っている。5人は原料を混ぜたり、乾燥 させたりする作業に携わっていた。



記者会見する厚労省の担当者(18日、同省)=共

労働安全衛生法は、芳香族アミンを扱う事業者に対し、

空気中の濃度管理などの安全対策を取ることを努力義務として課している。同工場も安全対策を 取っていたというが、厚労省は「どこかに漏れがあったと考えざるを得ない」とみて、工場の安全対 策や作業実態を調べる。

オルトートルイジンを年1トン以上取り扱う事業者は、経済産業省への届け出が必要。厚労省は届け出のあった工場を含め、全国で約40カ所把握しているという。

このため他工場でも安全対策が適切に取られているか緊急に調査するとともに、従業員の健康 診断を実施するよう求める。また、業界団体の日本化学工業協会と化成品工業協会を通じ、芳香 2015.12 染料工場で5人膀胱がん 原料のオルトートルイジンが原因か? 厚労省が調査開始 2016.7 オルト-トルイジンリスク評価書



同一事業場内別作業のラッカー塗装 による有機溶剤中毒



発 生 状 況

工場の部品置場において、被災者は金属製の部品の仕分作業を行っていたところ、シンナー臭を感じ、次第に頭痛を催し嘔吐した。災害発生当時、別の部署の作業者が被災者の近くでラッカースプレーを使用して臨時に部品の塗装作業をしていた。このラッカースプレーには<u>トルエン、キシ</u>レン等の有機溶剤、エチルベンゼン等の特別有機溶剤が含まれていた。

原因

- 検品作業のように有害物質を使用しない作業と同じ場所で、他の作業 者が有機溶剤を使用する作業をしたこと
- そのため、<u>リスクアセスメント、対策等がとられていなかった</u>こと

- 有機溶剤を使用する際は、換気設備を整備する。スプレー塗料は有機溶剤を含有しており、空気中に飛散する量が多いので十分注意する。屋外の場合でも風下に人がいないか確認する
- 近くで他の作業を実施する必要があれば、他の部署に影響が及ばないように根本的な作業環境の設計を行い、保護具にのみ依存する作業を実施しない

イソシアネート系硬化剤の吸入によるアレルギー



イラストをクリックすると 拡大表示されます。

発生状況

塗装工事現場において、硬化剤を入れた塗料で雨戸に吹き付け塗装を行った。作業中に喉に違和感を覚えたが、当日はそのまま作業を続けた。翌日の朝に起床したときに首や喉が腫れて呼吸困難となり病院を受診した。耐候性を高めるウレタンコーティング塗料の硬化剤に含まれていたイソシアネート類(トルエンジイソシアネートなど)を吸入したことによるアレルギーと診断された。作業においては防毒マスク未着用であった。

原 因

- 感作性のある物質を扱うことに対するリスクアセスメントが不足していたこと
- 呼吸用保護具を始め、適切な保護具を着用していなかったこと
- ・ 化学物質の有害性に関する教育が行われず、知識が不十分であったこと

- イソシアネート製剤についての知識を共有し、呼吸用保護具や保護 衣・保護手袋を必ず装着する
- 化学物質の危険有害性(今回の場合は「呼吸器感作性」)を把握できるよう、ラベルやSDSを用いた教育を行うこと
- ウレタン系の硬化剤はイソシアネート類を含有している。アレルギー を発症しやすいため、一度でもアレルギーを起こした作業者は、アナフィラキシーショックを避けるために同様の製品を使用する作業を回避させる

容器が破損したフェノールによる薬 傷、中毒



発生状況

商品(ガラス瓶入りのフェノール(ラベル・SDS対象物質)液(医薬用外劇物)500ミリリットル)を納品時に、ガラス瓶を駐車場に落下、破損させた。割れたガラス瓶を素手で拾いプラスチック製のBOXに入れて軽自動車に積み込んだ。その車で次の納品先へ向かったが、商品に触れた指が赤く腫れ、気分も悪くなった。次の納品先から救急車で病院に搬送された。

原 因

- 有害性の物質を取り扱う際の事故対応について、リスクアセスメントが不足していたこと
- 破損品の回収作業にあたって保護具を着用せず、洗い流すなどの適切な応急措置をしなかった。回収した薬品の保存時に密閉せず、車内の換気が不十分であったこと
- 事故があった場合には、直ちに本部の指示をあおぐ旨のマニュアルに対して、作業者が違反したこと

- 薬品の付着したものを触る時は、適切な手袋と呼吸用保護具を使用する。皮膚や眼に付着した時は、素早く大量の水で洗浄する
- 割れた容器や薬品の清掃に使用した布や紙類は密閉容器に保存する
- 車内で異臭を感じた場合はすぐに車両の窓を開け換気する
- 事故時の対応手順書を用意し、連絡系統を明確にし、保護具や密閉容器などの事故対応用の物品を備え付ける

タンクの内壁を清掃中に、タンク内 部に残留していたジクロロメタン中 毒により死亡



発生状況

高さ350cm、直径205cmのウレタン原料混合タンク(反応釜であるが第一種圧力容器には該当しない)内の底部に倒れていた被災者(防毒マスクは外れていた)が発見されたもの。被災時の目撃者はいないため、災害発生状況の詳細は不明だが、被災者近辺にシェーパー(タンク内の壁面を清掃する手持ち金属用具)が落ちていた。また、当該タンク開口部の蓋は開いており、当該タンク内に前夜入れてあった洗浄液(ジクロロメタン)約10~20Lは抜かれていた。なお、被災者は、肺水腫を発症していた。解剖の結果、ジクロロメタンによる中毒死と判断された。

原医

- 1 適切な保護具未着用
- 2 適切な呼吸用保護具未着用
- 3 安全衛生教育未実施
- 4 換気不足
- 5 作業員への連絡不足
- 6 作業者の危険有害性認識不足
- 7 作業者の経験不足/初めて
- 8 作業者の作業手順・指示等の不履行
- 9 作業主任者・管理責任者等の危険有害性認識不足

- 1 防毒マスクの着用方法、送気マスクの使用、吸収缶の破過時間について労働者への教育と管理を行うこと。
- 2 タンクの内部に入る作業において、安全に作業を行える作業標準を見 直しし、関係労働者に周知を図ること。
- 3 上記2の作業標準において、一人で作業を行うことを禁止すること。
- 4 タンクの内部に入る労働者に限らず、近辺で作業する労働者に対して タンクの構造(特に羽の構造)の安全衛生教育を行うこと。
- 5 使用する有機溶剤について、危険性又は有害性の調査を行い、関係労働者に対してその内容を十分に周知を図ること。

カビ取り用洗剤を使用した作業による次亜塩素酸ナトリウム中毒



発生状況

本災害は、食品製造工場における壁のカビ取り作業後に発生した。 製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを10~12%含有する カビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行なっていた際 に、汚れの落ちが悪いため、通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤 を希釈せずに原液のまま使用した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生した ため病院を受診したところ、次亜塩素酸ナトリウム中毒と診断された。

原因

- 1 カビ取り作業を行う際は、洗剤を水で500倍に希釈してから作業するようにあらかじめマニュアルで定めていたにもかかわらず、マニュアルで定められた作業手順を守らず、洗剤を原液のまま使用して作業を行ったこと。
- 2 次亜塩素酸ナトリウムの危険有害性に関する認識が不足していたこと。

対策

1 次亜塩素酸ナトリウムを含有する洗剤を使用して行う清掃の業務においては、マニュアルで定められた作業手順を行わせるよう徹底し、再発防止に努めること。

インクジェットヘッドの洗浄作業におけるイソプロピルアルコール中毒



発生状況

本災害は、インクジェットヘッドを製造する事業所において、インクジェットヘッドの洗浄作業中に発生した。

被災者はイソプロピルアルコール(以下、IPA)を使用したインクジェットヘッドの洗浄作業中、誤ってIPAの入った一斗缶を倒してしまい、床にこぼれたIPAをふき取る際、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用することなく作業しIPAに直接ばく露した。被災者は吐き気を訴え、IPA中毒と診断された。有機溶剤健康診断は受診していなかった。

原因

- 1 有機ガス用防毒マスクの着用など、有効なばく露防止対策を講じない ままふき取り作業を行い、揮発したIPAの蒸気を吸い込み、ばく露した こと。
- 2 <u>IPAの処理方法におけるリスクアセスメント</u>が実施されていなかった こと。
- 3 IPAが漏えいした場合における作業標準書が作成されていなかったこと。
- 4 被災者がアルコールとの飲み合わせに注意が必要な薬を服用していた にも係わらず、IPAを用いる洗浄業務に配置転換することについて、産 業医からの意見聴取等の医学的な検討がなされていなかったこと。
- 5 洗浄作業場の作業環境を的確に把握していなかったこと。

対 第

- 1 IPAの入った一斗缶は密閉し、労働者が接触するおそれのない場所に 設置すること。
- 2 IPAが漏えいした場合の作業標準を定め労働者に周知すること。また、漏えいしたIPAへのばく露を防止するため必要な保護具を作業者の 人数分備え付けること。
- 3 労働者を有機溶剤業務に配置転換する際は有機溶剤等健康診断を実施すること。
- 4 労働者をIPA使用の洗浄業務に配置転換する際は、産業医の意見聴取 を実施すること。
- 5 有機溶剤等を使用する洗浄業務を行う作業場について6月以内ごとに1 回、定期的に作業環境測定を実施すること。

原薬製造作業中に急性シアン中毒と なる



発生状況

本災害は、工場内での原薬の製造作業中に発生した。

被災者は、原薬に含まれる不純物の除去作業及び乾燥作業を行った。作業は、まず原薬(約150 kg)にアセトニトリルを加えて、不純物をアセトニトリルに溶かし、その後遠心ろ過装置によるろ過作業を行い、アセトニトリルを取り除くことによって不純物を取り除く。次に、遠心ろ過後のウェットケーキ状の原薬を、ひしゃくで汲み出し、ファイバードラムで乾燥室に運び、乾燥用皿に移して手で均一な厚さにならした後、乾燥機に入れるというものである。この作業を防毒マスク、手袋を着用して約2時間行った。当該作業には途中まで上司が立ち会っていた。

被災者は、作業終了後帰宅してから嘔吐を繰り返すなど体調不良となり、翌日救急搬送され入院し、急性シアン中毒と診断された。

原田

- 1 作業場及び乾燥室に有効な換気設備が設置されておらず、アセトニトリルが滞留していたこと。
- 2 防毒マスクの吸収缶の交換時期が明確に定められておらず、個人の感覚に任せていたため、適切な交換がなされなかったこと。
- 3 皮膚からの吸収を防ぐための保護具が着用されていなかったこと。
- 4 取扱い物質の<u>危険有害性に関してリスクアセスメント</u>を実施していなかったこと。

被 策

- 1 作業場及び乾燥室に適切な局所排気装置を設置すること。
- 2 防毒マスクの吸収缶の交換時期を作業毎に決め、作業標準に盛り込む こと。
- 3 防護ゴーグルや面体つき防毒マスクの着用を徹底させること。
- 4 化学物質を取扱う作業についてリスクアセスメントを実施すること。

貯槽内点検時、両目の角膜炎



発生状況

本災害は、無機化学工業製品製造工場において、酸性液の貯蔵槽の定期 点検中に発生した。当該工場では、工業化学品の貯槽内定期点検のため、 酸性の液体である貯蔵物を排出し苛性水により中和処理後、送風機で5日 間乾燥させた当該貯槽内に、被災者3名を含む作業員4名で立ち入り、清掃 作業を行っていた。被災者は貯槽内の点検及び残留物(水垢)の除去を行った。その後、被災者2名が作業終了直後に事業場内で入浴した際、また 残り1名は翌日朝に洗顔した際に、それぞれ眼に充血や痛み等の異常を自 覚したため、医療機関を受診したところ、両目角膜びらん及び両目角膜炎 と診断された。

酸性液体である貯蔵物は、主成分として、眼・呼吸器粘膜・皮膚に対して刺激性及び腐食性の物質ジメチルチオホスホリルクロライドを70%以上含んでいた。被災者らは保護めがね及び呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク)を着用していたが、保護めがねは顔面密着式でないものであり、空気が眼部に直接接触する状態であった。

- 原因
- 1 眼刺激性物質が、ライニング材に浸透していたものが洗浄中に染み出し、霧状に飛散もしくは気化して蒸散し、密着式ではない保護めがねの 隙間から眼中に入ったこと。
- 2 <u>当該作業にかかるリスクアセスメント</u>が行われておらず、有害性の認 識が不十分であったこと。
- 对 策
- 1 眼への刺激性が指摘されている有害物取扱業務を行わせる場合には、 飛沫又は蒸散に対し、ゴーグル型等の有効な保護めがねを使用させるこ と。
- 2 有害物取扱業務については、「化学物質等による危険性又は有害性等 の調査等に関する指針」に基づきリスクアセスメントを実施し、危険有 害性のリスク評価及び低減措置を講じること。その上で、作業方法及び 使用する保護具について標準化し、作業手順書を作成すること。

研究施設で材料の開発実験中に爆発 し手指を負傷



発生状況

本災害は、大学の研究施設内で材料の開発実験中に発生した。 被災者は、リチウム電池の正極材料の研究開発を行う実験の一環とし て、鉄とフッ化リチウムの混合微粒子を精製するために、スケールの小さ い予備実験を問題なく行った後、アジ化リチウムと三フッ化鉄を混合し、 ボールミル装置で混合、粉砕した。この密閉容器に入った混合試料約9gを グローブボックス装置内で開け、乳鉢からガラス瓶に金属性スパチュラで 入れている際、混合試料が爆発し手指の切断を伴う負傷をした。

- 原因
- 1 アジ化物の危険性の検討は行っているものの、アジ化物を取り扱う際 の注意事項を作成しておらず、<u>関係労働者に周知徹底していない</u>こと。
- 2 実験を行う前に<u>当該実験に使用する化学物質の取扱いに関するリスク</u>アセスメントを実施していないこと。
- 3 研究の承認は行われているものの、混合試料の精製量を増加する等、 実験方法を変更する際、当該研究室の責任者に相談していないこと。
- 対 策
- 1 アジ化物を取り扱う際の注意事項を作成し、関係労働者に周知徹底すること。
- 2 実験を行う前に当該実験に使用する化学物質の取扱いに関し、危険有害性、設備、実験方法を考慮してリスクアセスメントを実施すること。
- 3 実験の過程で使用量等作業法を変更する際は、責任者に報告し、許可を得ること。
- 4 新規の実験について、使用する化学物質の危険有害性の安全確認手法 及びルールを定め、関係労働者に周知徹底すること。

4-クロロアニリンの粉砕作業中、アニリン中毒となり入院



発生状況

本災害は、粉砕機を使用して、4-クロロアニリンの粉砕作業中に発生した。

被災者は、粉砕機を使用して結晶状の4-クロロアニリンを粉砕する作業を行っていた。粉砕作業終了後、被災者は控室にて休憩を取っていたが、その後、気分が悪くなり、めまいをおこし倒れてしまった。被災者は救急車で病院に搬送され、診察の結果、アニリン中毒、中毒性メトヘモグロビン血症と診断された。

被災者は、4日間入院加療後に回復し、退院した。

原因

- 1 不適切な保護具の使用などばく露防止措置が十分でなかったこと。
- 2 局所排気装置の吸気能力が低下していた可能性があること。
- 3 事業場で、化学物質に対するリスクアセスメントの実施とそれに基づく作業手順書の作成がされていなかったこと。

- 1 4-クロロアニリンのSDSにより、必要なばく露防止及び保護措置について確認し、適切に実施すること。
- 2 4-クロロアニリンを取り扱う作業において適切な呼吸用保護具の選択、使用等について、呼吸用保護具の製造者から具体的な指導を受けること。
- 3 局所排気装置の定期自主検査項目に、吸気・排気ロフィルターの目詰まりが起きていないかの確認を追加すること。
- 4 事業場で取り扱う化学物質のリスクアセスメントを行い、それに基づ く作業手順書を作成し、労働者に教育を実施すること。

労働安全衛生法改正の経緯

労働災害の発生

労災認定

労働安全衛生法違反罪

労働者からの訴訟 ~ 関係者引責

多額の保証金

事態の収拾に多大な時間とコスト

企業イメージの低下、社会的信用失墜



化学物質管理は、企業の経営リスクと直結する

安衛法改正の経緯

職場における化学物質等の管理のあり方 に関する検討会 報告書

~化学物質への理解を高め 自律的な管理を基本とする仕組みへ~

令和3年7月19日

厚生労働省労働基準局安全衛生部

政府、労働組合、経営者団体、学会等専門家からなる検討会 2019.9~2021.7

報告書の概要 (2021.7)

- ① 日本の化学物質管理は「法令準拠型」
- ② 工場等で日常的に使われている物質は数万物質、用途もさまざま
- ③ 労働災害の多くは規制されていない物質により発生
- ④ 規模の小さい事業場での災害発生が多い
- ⑤ 物質の危険性・有害性情報を伝達する制度の対象が限定的



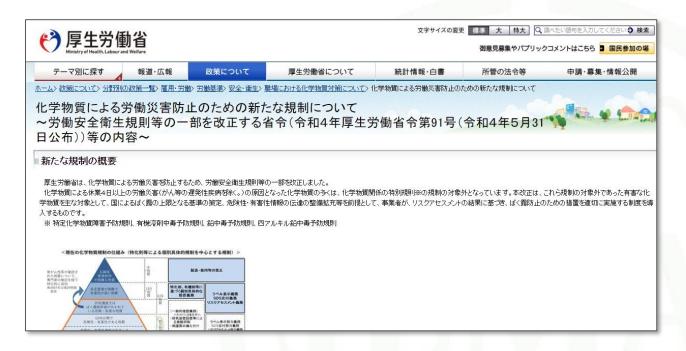
自律管理型への転換



- ① 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化
- ② リスクアセスメントの実施と対策
- ③ 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立
- ④ 小規模事業場支援



安衛法 労働安全衛生規則等の改正



改正政令及び改正省令(令和4年2月24日公布)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第51号)改め文

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和4年政令第51号)新旧対照表

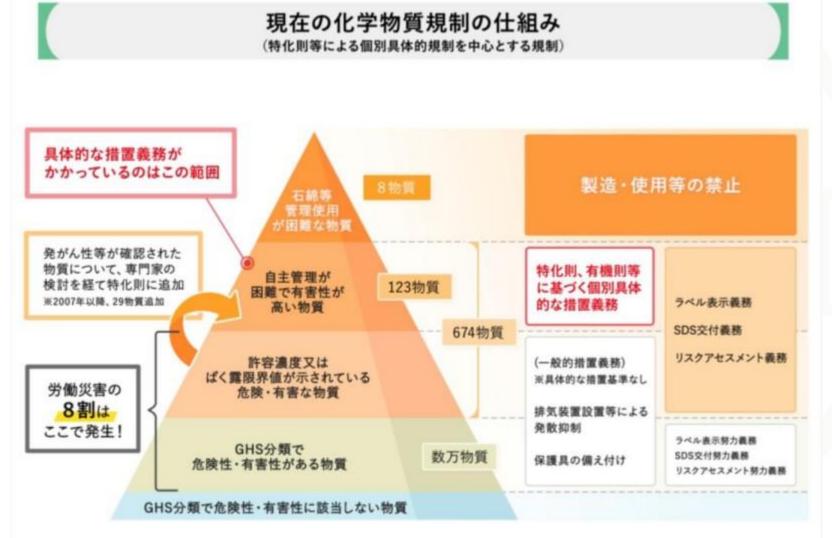
「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第25号)

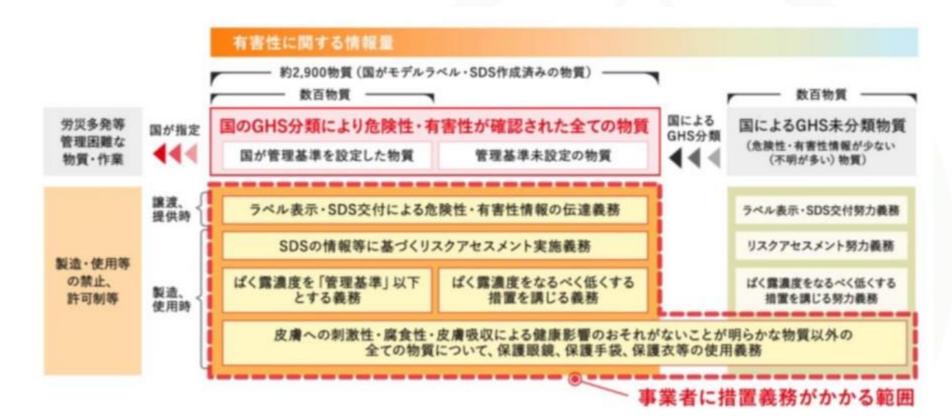
改正省令(令和4年5月31日公布)

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第91号)

告示

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する告示 (令和4年厚生労働省告示第190号)





※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知 リスクアセスメントとばく露低減措置 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 衛生委員会付議事項 健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任 雇い入れ時等教育 職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化 「人体に及ぼす影響」の定期確認 通知事項の追加、含有量表示の適正化

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知 リスクアセスメントとばく露低減措置 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 衛生委員会付議事項 健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任 雇い入れ時等教育 職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化 「人体に及ぼす影響」の定期確認 通知事項の追加、含有量表示の適正化

ラベル表示・SDS等による通知対象物質の追加

国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール



ラベル表示・SDS等による通知対象物質の追加

>>>対応

- □ 現時点で使っている化学物質の調査 ⇒化学物質調査票
- □ 危険・有害性のある化学物質の絞り込み ⇒SDS、CHRIP、職場の安全サイト等
- □ 作業場へのSDS設置、ラベル表示等の調査
- □ 追加される通知対象物質の調査 ⇒対象物質リスト

Work Sheet									
リスクアセスメント調査票									
作業場名	工程	製剤名	取扱量	成分名	CAS No	合有量	特別規則	通知対象	優先度
塗装室1	塗装	ペイントうすめ液	40kg/d	キシレン	1330-20-7	2.5	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	ペイントうすめ液	40kg/d	n-ノナン	111-84-2	5-10	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	ペイントうすめ液	40kg/d	エチルベンゼン	100-41-4	0.1-1	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	ペイントうすめ液	40kg/d	1.3.5-トリメチルベンゼン	108-67-8	2.5	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	ペイントうすめ液	40kg/d	12.4-トリメチルベンゼン	95-63-6	7.5	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	ペイントうすめ液	40kg/d	ミネラルスピリット	8052-41-3	75-80	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	アクリルラッカー白	80kg/d	酢酸ブチル	123-86-4	30-40	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	アクリルラッカー白	80kg/d	酸化チタン	13463-67-6	10-20	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	アクリルラッカー白	80kg/d	メチルイソブチルケトン	108-10-1	10-20	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	アクリルラッカー白	80kg/d	ニトロセルローズ	9004-70-0	1-10	有特四鉛	0	
金装室1	塗装	アクリルラッカー白	80kg/d	イソプロビルアルコール	67-63-0	1-10	有特四鉛	0	
塗装室1	塗装	アクリルラッカー白	80kg/d	酢酸エチル	141-78-6	1-10	有特四鉛	0	
塗装室1	洗浄	金型洗浄剤	10kg/d	イソヘキサン	107-83-5	55-60	有特四鉛	0	
塗装室1	洗浄	金型洗浄剤	10kg/d	エタノール	64-17-5	10-20	有特四鉛	0	
塗装室1	洗浄	金型洗浄剤	10kg/d	プロパン	74-98-6	10-15	有特四鉛	_	
塗装室1	洗浄	金型洗浄剤	10kg/d	n-ブタン	106-97-8	5-15	有特四鉛	0	
企装室1	洗浄	金型洗浄剤	10kg/d	イソブタン	75-28-5	5>	有特四鉛	0	
塗装室1	洗浄	金型洗浄剤	10kg/d	炭酸ガス	124-38-9	5>	有特四鉛	_	
							有特四鉛		
							有特四鉛		

化学物質調査票(例)

リスクアセスメントの実施と暴露低減措置

- 1. 危険・有害性が確認された全ての物質についてリスクアセスメントを実施する
- 2. 濃度基準値が設定された物質は、濃度基準値以下としなければならない
- 3. その他の物質は労働者が暴露される濃度を最小限度にしなければならない
- 4. リスク低減措置は
 - i 代替物等を使用する
 - ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
 - iii 作業の方法を改善する
 - iv 有効な呼吸用保護具を使用する
- 5. リスクアセスメントの結果と、その結果にく措置の内容等は、**関係労働者に周知** するとともに、**記録を作成**し、次のリスクアセスメント実施までの期間(ただし、 最低3年間)**保存**しなければならない

皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる 化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従 事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に**障害等防止用保護具**を 使用させなければなりません

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具

リスクアセスメントの実施と暴露低減措置

>>>対応

- □ リスクアセスメント対象作業場、工程の調査
- □ 作業場の状況調査

⇒リスクアセスメント入力フォーム

□ 化学物質SDS情報の収集

⇒リスクアセスメント入力フォーム

□ リスクアセスメントの実施

⇒職場の安全サイト

□ リスク低減措置の実施

- ⇒代替物、局所排気装置、 作業の方法改善、保護具
- □ 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 ⇒障害等防止用保護具
- □ リスクアセスメントの結果、措置内容を関係労働者に周知
- □ リスクアセスメント記録作成、保存



衛生委員会の付議事項

以下の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義 務付ける

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

健康診断の実施・記録作成等

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等(医師または歯科医師)が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。

- ・濃度基準値設定物質について、労働者が<u>濃度基準値を超えてばく露</u>したおそれがあるときは、<u>速やかに、医師等による健康診断を実施</u>しなければなりません。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、その<u>記録を作成</u>し、5年間(がん原性物質に関する健康診断は30年間)保存しなければなりません。
- ・リスクアセスメント対象物のうち、労働者に<u>がん原性物質</u>を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の<u>作業歴を記録</u>しなければなりません。 また、その記録を<u>30年間保存</u>しなければなりません

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知 リスクアセスメントとばく露低減措置 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 衛生委員会付議事項 健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任 雇い入れ時等教育 職長等に対する安全衛生教育

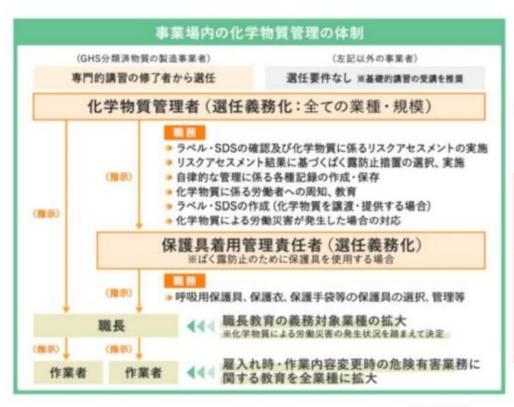
3. 情報伝達の強化

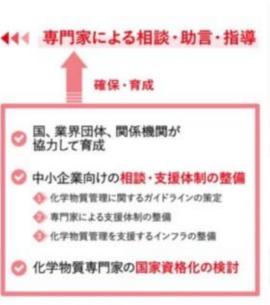
通知方法の柔軟化 「人体に及ぼす影響」の定期確認 通知事項の追加、含有量表示の適正化

化学物質管理者と保護具着用管理責任者の選任

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成





雇い入れ時等教育の拡充

危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う**全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育**を行わなければならない。

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- 食料品製造業
- 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

実施体制の確立

>	>	>	女	応
			73	//U'

- □ 化学物質管理者の任命
- □ 保護具着用管理責任者の任命
- □ 化学物質管理責任者、保護具着用管理責任者の役割、業務内容を明確化した
 - 文書の作成
- □ 実施体制変更に伴う作業手順書の改訂
- □ 雇い入れ時等教育訓練手順書等の改訂
- □ 職長等に対する安全衛生教育を手順書に追記

安衛法改正内容

1. 化学物質管理体制の見直し

ラベル表示・通知 リスクアセスメントとばく露低減措置 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止 衛生委員会付議事項 健康診断の実施・記録作成

2. 実施体制の確立

化学物質管理者・保護具着用責任者の選任 雇い入れ時等教育 職長等に対する安全衛生教育

3. 情報伝達の強化

通知方法の柔軟化 「人体に及ぼす影響」の定期確認 通知事項の追加、含有量表示の適正化

SDS等による通知方法の柔軟化

SDS情報の通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用できる。

改正前 改正後 ・文書の交付 ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクを の他の記録媒体の交付 ・FAX送信、電子メール送信 ・通知事項が記載されたホームページの アドレス、二次元コード等を伝達し、閲 覧を求める

SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

・5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認



・変更があるときは、確認後1年以内に更新



・変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

- ・SDSに「譲渡提供時に想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を 追加
- ・SDSに記載する成分の含有量について、重量パーセントの記載

SDS等の改訂

>>>対応

- □ SOP入手(配付)方法の見直し
- □ 改定が必要なSOPリストの作成
- □ 「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新に関する手順書の作成
- □ SDSに「譲渡提供時に想定される用途及び当該用途における使用上の注意」 を追加
- □ SDSに記載する成分の含有量について、重量パーセントの記載

その他

- ・化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- ・注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大
- ・化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- ・ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- ・作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

安衛法改正 施行期日

新たな化学物質規制項目の施行期日

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			•
化学物質管理体系の見直し	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		•	•
	ばく霧低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		•	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		•	•
	衛生委員会付議事項の追加	2	•	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		•	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		•	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			•
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			•
	がん原性物質の作業記録の保存		•	
実	化学物質管理者・保護具着用責任者の遺任義務化			•
確体制	雇入れ時等教育の拡充			•
一制の	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		•	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	•		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	3-	•	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			•
	事業場内別容器保管時の措置の強化	8	•	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		•	
管理	k準良好事業場の特別規則等適用除外		•	
特殊的	健康診断の実施頻度の緩和		•	
第三領	管理区分事業場の措置強化			•

安衛法改正に対するJEMAIのソリューション

リスクアセスメント支援

- ・対象物質拡大に対応する簡単で高精度のリスクアセスメントツールの提供
- ・リスク低減措置へのアドバイス
- ・体制構築へのコンサルティング
- ・安衛法改正とその対応に関するインハウスセミナーの実施

SDSの調査、作成

- · 改正安衛法対応SODS作成
- ・既存SDSの**点検**
- ·各国規制対応SDSの作成



安衛法改正についてご相談ください

化学物質管理ミーティング特設サイト



さらに詳しく知りたい方は・・・ JEMAIのHPの化学物質管理ミーティング特設サイトにお 越しください。

https://www.chemical-info-jemai.net/cmj2022

【ブース内セミナー】

- ・安衛法改正概要とその対応
- ·SDS(安全データシート)に関する最近の動向と対応
- ・安衛法改正に対応したリスクアセスメントツール

各専門分野の講師が安衛法改正等の最新トピックスをわかりやすく解説します。オンデマンドセミナー(動画配信)なのでいつでも見ることができます(無料)。

【展示コーナー】

化学物質管理に関する最新資料を閲覧・ダウンロードできます。